

別表

第1 交付対象施設等の範囲(要綱第2条関係)

分類	障害福祉サービス等を提供する施設・事業所
入所系事業所	障害者入所施設、障害児入所施設、療養介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所
通所系障がい者事業所	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援
通所系障がい児事業所	放課後等デイサービス、児童発達支援
訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
備考	・上記事業所は、県内に所在するものに限る。 ・地域活動支援センター及び日中一時支援は対象外。

第2 支援金の算定方法等(要綱第3条関係)

交付対象者	交付対象施設等の区分	支援金額		交付要件
		定員1名当たり	1事業所当たり	
県内に所在する交付対象施設等を運営する法人等 (国及び地方公共団体を除く。)	入所系事業所	16,000円	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準日(令和7年10月1日)現在において、運営している事業所(申請日時点で、廃止・休止していないこと)であること。</li> <li>・入所定員数は令和7年10月1日時点における県又は市町村に届出等を行っている定員であること。</li> <li>・同一の事業所で障がい福祉と介護保険の両方のサービスを一体的に行っていている場合は、主として使用するサービス(高齢者又は障がい者)で申請すること。(重複申請はできません。)</li> </ul>
	通所系障がい者事業所	—	140,000円	
	通所系障がい児事業所	—	102,000円	
	訪問系事業所	—	102,000円	